

東京都公衆浴場対策協議会 (第22次協議会 第2回)

令和3年6月11日(金)

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

午後3時00分開会

○野口課長 それでは、定刻になりましたので、会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本協議会の事務局を担当しております生活安全課長の野口と申します。改めましてよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンラインにより実施いたします。何とぞ御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会議に入ります前に、オンラインの操作について4点説明をさせていただきます。

1点目に、ハウリング防止のため、発言される時以外は、恐れ入りますがマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。手順としては、画面上に操作ボタンが表示されていると思いますが、そちらのマイクのアイコンに「スラッシュ」(斜め線)がかけられている状態とさせていただきますようお願いいたします。

2点目に、発言を希望される場合は、同じく画面上の操作ボタンにある「手のひら」のアイコンをクリックして、御発言の意思をお示しください。その操作を行っていただきますと、画面右側に表示しております委員名の横に黄色の「手のひら」マークが表示されますので、会長から発言者を御指名ください。指名を受けた委員はマイクをオンにしてください、御発言をお願いいたします。

3点目に、発言終了後は再びマイクをオフにしてください。併せて、「手のひら」のアイコンをクリックして発言をされた委員は、マイクをオフにする際に「手のひら」のアイコンをクリックし、発言希望の意思を取り下げてください。

最後に4点目ですが、音やカメラについて不具合が生じた際は一旦会議から退出し、再入室を試みてください。再入室をしても改善されない場合は、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

それでは会議に入らせていただきます。

初めに、委員の交代をお知らせいたします。江戸川区副区長の山本委員が退任され、江東区副区長の押田文子様が新たに委員に就任されました。

本日の出席状況ですが、協議会委員18名中16名の委員に御出席いただいております、岸上委員、押田委員が所用により御欠席でございます。

次に、前回の協議会に御欠席となりました委員の紹介をさせていただきます。医師で銭湯ガイドマイスターの中山美子委員でございます。中山委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。オンラインで御参加いただいております委員の皆様にはメールにてデータをお送りしております。会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、お手元のタブレット端末にデータを掲載しております。タブレットのページをめくる場合は、画面を左にスライドしていただきます。その文書を閉じる場合は、

左上を指でタッチしていただきますと元の画面に戻ります。

それでは、資料の確認をいたします。タブレット画面の中ほどを御覧いただきますと、次第がございます。資料の最初はこの次第からとなります。

資料1 令和3年会計調査について

資料2 令和2年調査結果と令和元年実績比較

資料3 令和3年科目推定一覧

資料4 公衆浴場入浴料金原価計算表

資料5 入浴料金統制額の算定結果と改定状況

資料6 令和3年東京都公衆浴場入浴料金統制額について

このほか、フォルダーの外に協議会委員名簿と協議会設置要綱、本日の座席表をおつけしております。

その他、適宜御参照いただく資料も格納してございます。

それでは、恐れ入ります、梅崎会長、よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 梅崎です。

では、議事に入らせていただきます。

まず、会議の公開についてお諮りします。従来どおり、この会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。皆さん、よろしければ「いいね」ボタンを押していただければと思います。大丈夫でしょうか。

「手のひら」アイコンを押しておられる方もいらっしゃいます。よろしいでしょうか。では、公開で進めさせていただきます。

それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

最初に、小委員会の報告ですが、その検討結果につきまして、会長を務めた私から若干御説明をさせていただきます。

小委員会の設置につきましては、前回第1回協議会におきまして、「協議会報告案の起草については、学識経験者、委員で構成する小委員会を設置し、検討を付託する」ということを御決定いただきました。この決定に基づき、小委員会を5月28日午後1時から都庁内で開催いたしました。小委員会では会計調査と入浴料金原価計算の算定結果に加え、コロナ禍による社会経済状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、公衆浴場利用者の負担など、広範囲にわたる内容について検討をいたしました。協議会報告案については、後ほど皆様から御意見をいただければと思います。

それでは、最初に会計調査報告について、公認会計士の高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

会計調査の結果につきまして御報告いたします。まず資料1の「令和3年会計調査について」を御覧いただけますでしょうか。まず、1の調査浴場の概要ですけれども、(1)の選定条件に従いまして、都内の標準的な浴場40軒を選定し、その経営状況を調査いたしました。選定した40浴場の経営形態、使用燃料、用水に関する内訳は、(2)の調査浴場に記

載のとおりとなっています。

次に、調査方法等ですけれども、公衆浴場の経営者から提出されました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿を基に、経営状況について書面調査を実施するとともに、事務局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行いました。

次のページに令和3年調査浴場の概要をまとめております。1から40番までの番号が振ってありますが、このうち2つの浴場につきましては、今回新たに調査の対象となっております。

続きまして、資料2の「令和2年調査結果と令和元年実績比較」について御説明いたします。令和2年実績と令和元年実績を比較しますと、まず収益ですけれども、科目の1番目の「入浴料金収入 A-B」のところを御覧いただくと分かるのですが、97万5,052円減少しております。これは平均入浴人員が減少したことが要因であると考えられます。

次に、科目の3番目、「補助金」ですけれども、こちらは増加しておりますが、持続化給付金及び感染拡大防止協力金によるものと考えられます。

次に、営業費用のほうにまいりまして、科目の5番目の「人件費」ですが、こちらの減少は国の調査結果に基づいた人件費額をここに織り込んでおりますので、それが前年に比べて低下している影響と考えられます。

次に、7番目の「光熱費」ですが、減少に関しては、こちらは燃料費調整額が下がったことも理由の一つと思われまます。

それから、9番目の「減価償却費」は増加しておりますけれども、こちらは浴場の改修や設備を更新した浴場があった影響と考えられます。

続きまして、11番目の「修繕費」の増加は、令和2年度の修繕費の増加によると思われまます。

18番目の「特別損失」の増加は、2軒ほどの浴場で大きい除却損があった関係で、その影響で大きくなっております。

以上、収益合計と費用合計の収支差から事業報酬を差し引いた令和2年の過不足額は、一番下の行になりますけれども、212万3866円の赤字となっております。

会計調査の結果は以上のとおりです。

○梅崎会長 ありがとうございます。

次に、資料3の「令和3年科目推定一覧」から、資料5「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」まで、一括して事務局から説明をお願いします。

○野口課長 資料3を御覧ください。この資料は、令和2年の実績額を基に令和3年の推定額を算出したものです。表の右に記載しているそれぞれの推定基礎は、各科目の推定額を算定する際の考え方について記載をしています。

まず、収益の1の「入浴料金収入」から3の「補助金」までは、令和2年の実績どおりとしています。

4の「特別利益」に関しましては、単体の浴場の数値に影響を受けやすいことから、過

去5年平均を用いています。

次に「費用」の5「人件費」につきましては、毎月勤労統計調査の現金給与額を基に、政府発表の経済指標、雇用者報酬1.5%増で算定しています。

6「用水費」は令和2年の実績どおりとしています。

7「光熱費」につきましては、東京電力が発表している燃料費調整分を含む電力料金単価等から変動費を算出・算定しました。例えば電気料金に含まれる燃料費調整額は、火力発電の燃料となる原油等の価格の変動等が反映されていますが、昨年から今年は不安定な変動をしています。また、太陽光や風力などにより発電された電気を電力会社が買い取るコストである再生可能エネルギー発電促進賦課金は、導入当初から毎年値上げされていますが、今年の5月から1キロワットアワーにつき3.36円となり、昨年より0.38円引き上げられています。以上のことから、電気料金全体としては0.32%の増になると推定しています。

次に8「燃料費」ですが、燃料費のうちガス価格については、東京ガスが発表している1立方メートル当たりの単位料金から変動率を算定して0.9%、廃油価格については8.1%推定増としています。ガス料金につきましては、原材料調整により令和3年4月から5月に単価が上昇しており、原材料の動向によっては単価が上がることも想定されますので、令和3年4月及び5月の平均数値を基に、3年度の変動率を推定しています。

9「減価償却費」は令和2年の実績どおりです。

10「地代家賃」につきましては、東京都主税局が算出した公衆浴場における固定資産税の増減から、土地0.6%増、家屋1.1%増で算定しています。

11「修繕費」につきましては、消費者物価指数0.4%増で算定しています。

12「公租公課」につきましては、東京都区部の固定資産税の増減で算定しています。

13「保険料」は令和2年の実績どおりです。

14「備品消耗品費」につきましては、消費者物価指数0.4%増で算定しています。

15「会費・交際費」につきましては、公衆浴場組合の会費や町内会などの会費がほとんど占めていることから、令和2年の実績どおりとしています。

16「その他諸経費」につきましては、消費者物価指数0.4%増で算定しています。

17「営業外費用」、19「物再調達費」、それから、21「事業報酬」までは実績どおりとしています。

18「特別損失」につきましては、2年実績が例年に比べて突出しており、原価計算に著しく影響を与えるものと考え、過去5年間の実績の平均値を推定値としています。

次に、公衆浴場入浴料金原価計算表と入浴料金体系の構成について説明をいたします。資料4を御覧ください。令和2年実績欄は会計調査報告の数値でございます。令和3年推定欄を見ていただきますと、収益合計2,175万3101円に対し、費用合計は2,218万8110円で、その収支差は43万5009円となっております。ここから事業報酬を差し引きますと、158万7660円の不足が生じます。この不足額を解消するには、所要値上げ率欄にある8.869%の料

金値上げが必要になります。

次に、大人、中人、小人別の料金についてですが、右の欄の「公衆浴場入浴料金体系構成方法」を御覧ください。まず、東京都における令和2年の平均世帯人員は2.94人となっています。これに令和3年調査対象浴場の1週間の実態調査による大人、中人、小人の利用割合を当てはめると、大人2.87人、中人0.04人、小人0.03人となります。(案)は推定所要値上げ率を大人料金に反映したものになります。統制額との乖離額は、511.98円から現行の470円を引きまして、四捨五入しますと乖離額は42円となっております。

次に、資料5をお開きください。この資料は平成16年以降の入浴料金統制額の算定結果と統制額の改定状況を取りまとめたものです。平成18年と平成20年、平成26年及び令和元年に統制額を改定しておりますが、平成18年の統制額との乖離額は35円、平成20年の乖離額は50円、平成26年及び令和元年は35円となっております。このように、これまでは統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額が30円を超える状況で統制額の引き上げを行ってきております。

以上で説明を終わります。

○梅崎会長 ありがとうございます。

これまでの報告につきまして御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

若月委員から手が挙がっておりますので、音声をオンにしてをお願いします。

○若月委員 若月です。

費目の中の「公租公課」は、固定資産税というお話だったのですが、一方で、「地代・家賃」というのがあります。地代や家賃を払う場合、固定資産税は出てこないはずですが、何故両方とも出てくるのでしょうか。また、「建物再調達費」というのは、具体的にはどういう費目なのでしょうか。

もう一つ、「事業報酬」というのがあるのですが、これはどうやって決められるのでしょうか。

以上です。

○野口課長 それでは、先に「建物再調達費」と「事業報酬」について御説明をいたします。

「建物再調達費」は、総括原価方式による計算の中で、将来の設備投資なり修繕等に向けて用意しておく、そういう目的のために勘定科目として設定をした上で、所定の割合で計算したものを計上しております。引当金のような性格に当たるものでございます。

それから、「事業報酬」につきましても、こちらも総括原価方式の中で、所定の計算によって計上する科目でございまして、固定資産の簿価に対して6%以内で計上するというところで計算をしております。

戻りまして、「地代・家賃」と「公租公課」の関係ですけれども、こちらは40浴場を抽出して計算しておりますため、いわゆる土地が自己所有のもの、あるいは土地、建物が借用によるものが混在しておりますので、それぞれの状況に応じてそれぞれ計上しているという

状況になっています。

○若月委員 ありがとうございます。

○高橋委員 少し補足しましょうか。

○梅崎会長 お願いします。

○高橋委員 生活安全課長が御説明のとおりなのですが、「事業報酬」については、総括原価方式に従っているのですが、浴場の経営を考えたときに事業主の報酬が上のほうの経費の中、特に人件費の中に入っていないのです。自己資本の6%のような形で、一定のルールに基づいて計算されているのが、この「事業報酬」となります。

それから、「公租公課」の中には、自己所有のところでは固定資産税がかかってきますので、それがそのまま乗っているということがあります。あと、「公租公課」の中には消費税の納付額も入ってきています。この計算書類は全体に、消費税の税込みの数値で出来上がっていると考えていただいて結構です。

以上です。

○若月委員 分かりました。大分クリアになりました。「事業報酬」は1年間の報酬ですよね。

○高橋委員 そうですね。

○若月委員 このくらいの金額なのかとちょっと思っていましたけれども。

○高橋委員 実感としては、これでいいのかなというのはあるのですが、それが総括原価方式だとお考えいただければと思います。

○若月委員 分かりました。では、ここでいただいているのは、それぞれの費目について、40浴場分出てきたものを平均なり何なりして算出した数字ということで、個々でみればこの費目、例えば「公租公課」の固定資産税は出てこないかもしれないと考えればよろしいわけですか。

○高橋委員 そうですね。40浴場の平均を基に考えていると思います。

○若月委員 分かりました。ありがとうございます。

○梅崎会長 ほかに御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようですので、続きまして、小委員会において協議会報告案を取りまとめましたので、事務局から読み上げてもらいます。

○野口課長 読み上げさせていただきます。

令和3年、東京都公衆浴場入浴料金統制額について

本協議会は、知事から検討を依頼された令和3年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民の生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、そ

の経営状況を把握した上で、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式により行った。

その結果、新型コロナウイルスの感染拡大による利用者の減少に伴い、入浴料金収入が減少したことが影響して、推定所要引上げ率は8.869%と算定され、大人料金で、現行の470円との乖離額が42円になるとの試算結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

(1) 直近の入浴料金統制額の改定は、令和元年10月に行った。消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う税負担相当額を入浴料金に反映させることとして、大人料金のみ10円の値上げを実施した。これ以前の改定は、同じく消費税率が引き上げられた平成26年であり、消費税率の引き上げを契機とするもの以外の改定は、平成21年以降、実施されていない。

(2) 公衆浴場経営において、負担の大きいガス料金等の燃料費や光熱費は、近年、増傾向にある。一方、政府の消費者物価指数見通しでは、緩やかな増が見込まれ、コロナ禍により収入が減少している都民が数多く発生している状況において、入浴料金の引き上げは、家計への影響が大きい。

(3) 近年、公衆浴場は、地域における交流の場として、また、日本の伝統的な生活文化を体験する場として新たな価値を見出され、若者や外国人の利用も増加してきた。また、老朽施設の改築や、都と連携して実施した公衆浴場活性化支援事業を通じた魅力的な店づくりへの挑戦、情報発信の強化などにより、新たな利用者の開拓やリピーターの創出に向けた努力も奏功し、メディアで取り上げられる機会が増えるなど、公衆浴場の経営環境には明るさも現れていた。

(4) しかしながら、昨年来の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、その需要は一気に冷え込んだままである。都民の外出抑制と渡航制限に伴う外国人観光客の激減による利用者の大幅な減少は、自家風呂の普及、経営者の高齢化、施設設備の老朽化などを理由とした転廃業が続く業界に追い打ちをかけ、今日の公衆浴場は、自助努力だけではこの難局を打開することが困難な状況に置かれていることへの配慮も必要である。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記1及び2を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、現下の社会経済情勢や厳しい経営環境の中で、公衆浴場経営を維持するために、改定はやむを得ないものと判断した。

一方、感染収束に向けてワクチン接種が本格化し始め、今後、社会生活平常化も期待されることから、本年の改定は、大人料金を10円値上げするものとし、中人料金と小人料金は、家計への影響を考慮して、据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場の地域における交流拠点としての役割及び有用性を十分認

識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

(1) 公衆浴場組合員が一丸となった取組により、平成30年に浴場施設内の禁煙化100%を達成した。無料で使えるボディソープやシャンプー等の常備率についても、長年の取組により85%に引き上げた。また、ホームページやSNS、PR動画を活用し、若者や外国人向けに公衆浴場の魅力を積極的に発信して、新たな利用者拡大に努めてきた。こうした努力を高く評価するとともに、今後もこうしたサービスや取組を維持・向上、発展させ、我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を広めていくこと。

(2) 現在、オリンピック・パラリンピックが開催される東京を文化の面から盛り上げる「Tokyo Tokyo FESTIVAL スペシャル13」が実施されている。浴場組合も「TOKYO SENTO Festival 2020」と銘打ち、銭湯の魅力を多くの人々に伝えるプログラムを展開中である。これを機に、再び国内外から多くの観光客が東京を訪れる日の到来を見据え、例えば、キャッシュレス決済、混雑情報の発信、地域の魅力ある資源や住民も巻き込んだ企画などについて、デジタル技術も活用しつつ、利用者ニーズや利便性に配慮した様々なサービスや事業の実施に努めること。

(3) 公衆浴場が地域に根差した拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニデイサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業、子供や認知症高齢者の見守り等コミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具のLED化等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、1軒でも多くの公衆浴場が取り組むことができるよう、浴場組合として積極的に支援すること。

(4) 今回の統制額の改定に伴う入浴料金の値上げは、消費税率の改定を理由としたものを除けば、実質的には13年ぶりとなる。そのため、利用客数や利用客の反応など、値上げが及ぼす影響については、これまでも増して丁寧に把握すること。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

以上で小委員会報告は全て終了いたしました。

それでは、報告案の審議決定に入ります。

まず、業界代表委員から御意見を申し上げます。近藤委員、よろしく申し上げます。

○近藤委員 今、いろいろな御意見を伺い、10円の値上げということでお聞きしておりました。やむを得ないかなと思っております。

我々は、いろいろな方策を講じて、やっとマスコミやSNSでも採り上げていただけられるようになって、これからというときに、新型コロナウイルス感染症が蔓延しました。以来1年4か月、巣籠もりが常習化し銭湯へ来る心が消えてしまう、そんな状況が続いています。

「客離れ」が顕著となり、組合員である浴場が休業、あるいは廃業せざるを得ない状況が増えている現実がございます。

そこで、社会としては、ワクチン接種が進みコロナが収束することが一番大事なことであるのですけれども、一旦銭湯へ行く習慣がなくなってしまったお客さんに戻ってきてもらう、あるいは新しいお客様に銭湯へ足を向けていただくということを、また一から取り組んでいかなければいけないなと思っております。苦しくても頑張るしかないと思っておりますので、ぜひ御協力いただけますようお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、利用者代表の委員から御意見を伺います。まず、大西委員からよろしくお願ひします。

○大西委員 利用者代表ということで、前回、私自身はあまり銭湯の経験がなく、ゴルフ場の風呂はよく入るという意見を申し上げたと思います。今のコロナ禍の時代、営業努力がどのと言うより、まずコロナの収束というか、そういう方向に向かってくれないと、それ以後の方策はなかなか立てられないのではないかと考えています。業界はどこもそうなのですけれども。

もう一つ、ちょっと古くて申し訳ないのですけれども、「統制」の対象のことです。今やレジャー的な要素を備えた浴場も随分出てきております。その中で、統制の対象となる場所とならないところがあり、どういったところで判断するのかと思います。利用者という立場でお話するならば、すばらしい環境の浴場がたくさんできれば越したことはないわけですが、そういう環境づくりをしても利用者が増えなければ過当競争になってしまいうことも考えられますので、その辺のところも「今後」を見ていきたいと思っております。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、星野委員、お願いいたします。

○星野委員 ありがとうございます。

報告を聞かせていただきました。全浴場中、幾つかの浴場の数値を計算したということですが、42円の乖離は大きいと感じました。けれども、報告にあるように、コロナ禍の影響で収入が下がった都民も多いかと思ひます。あまり大きな値上げをすると、さらに利用者離れにつながるかと思ひますので、10円の値上げにとどまるというところは仕方ない結果なのかなと思ひます。

その上で、幾つか期待することを述べさせていただきます。

前回、協議会に参加させていただきました後、幾つかの団体へ報告をさせていただきました。そのときに、残念なことですが、業界がボディシャンプーの無料化を促進されているところの周知が行き届いていないことがわかりました。今や85%にもなっているということがよく知られていないので、本日の資料6の(2)にもありましたが、広報に力を入れていただいて、銭湯の魅力を伝えていただきたいと思ひているのが1点です。

あと、今、まちづくりというところが結構声高に言われていますので、その際の拠点と

して浴場は大きな役割を果たすことができると思います。そちらも重ねてお願いしたいと思います。

大変苦しい状況であると思いますが、10円の値上げは実施していただきたいと思いますので意見とします。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、山下委員、お願いいたします。

○山下委員 小委員会の報告を詳しく聞かせていただきまして、ありがとうございます。

コロナについては、我々も非常に大変な思いをしているのですけれども、浴場組合の方々も同じなのだなど、いろいろとお聞きして感じております。コロナで家庭の事情がどうなっているか正確なところは分かりませんが、入浴料金の10円の値上げは仕方のないことと思います。せめて少し値上げをしてさしあげて、シャンプーの無料常備などサービス向上の方を頑張りたいと思います。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、若月委員、お願いいたします。

○若月委員 試算結果を見ますと、乖離額が42円であるが本年の値上げは10円とすることですが、42円に対して10円というのはかなり少ない額なので、これで状況が改善するのだろうかと思いました。

ただ、資料5を見ますと、例えば平成26年では、統制額との乖離額は35円で改定は10円ということになっています。その後の状況を見ると年を追うごとに統制額算定結果と統制額との乖離が縮小しています。長い目で考えると、適正な料金がいくらなのか、正直分からないと思いました。

今はコロナ禍でもあり、浴場関係者の方々がいろいろと努力なさっていることは重々理解しているつもりです。一方で、様々な理由はあるかと思いますが、なぜ公衆浴場料金のみがいまだに物価統制令に基づく規制の対象とされているのか分からないということもありまして、私は10円の値上げには反対です。

以上です。

○梅崎会長 10円の値上げには反対ということは、「10円に反対」なのか「値上げに反対」なのかどちらでしょうか。もう一度お願いいたします。

○若月委員 値上げはしない、このままで据え置いてくださいという意味です。

○梅崎会長 そういう御意見ということですか。

○若月委員 はい。

○梅崎会長 次、関係行政機関の皆さんはいかがでしょうか。初宿委員、お願いします。

○初宿委員 ありがとうございます。東京都福祉保健局健康危機管理担当局長の初宿と申します。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の皆様の方におかれましては、日頃から都民の健康の維持、施設の衛生的な管理に御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼を申し上げます。

また、昨年度、生活衛生審議会におきまして御議論いただきました公衆浴場の条例改正につきまして、去る6月7日の都議会で可決されました。御協力いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、統制額の報告案でございますが、「新型コロナウイルスのワクチン接種が本格化して、社会生活の平常化が期待されることから、大人料金は10円値上げする」と記されております。妥当なものと考えております。

都は時期を捉えまして補正予算を編成してございまして、ワクチン接種の促進、検査、医療体制の確保など、感染拡大を防止するための対策を加速させております。都民、事業者の皆様方には多大なる御協力をいただいておりますけれども、新規陽性者数というのが今十分にまだ下がり切っていないまま、第三波の爆発的な感染拡大前とほぼ同数の高い値で推移してございます。こういったことから引き続き御協力をお願いしたいと思っております。

また、このような状況ではございますけれども、事業者の皆様におかれましては、施設の衛生管理に取り組んでいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、馬男木委員、よろしく申し上げます。

○馬男木委員 小委員会の皆様、どうも御苦勞さまでございました。

令和3年料金につきまして、大人10円の値上げ、中人、小人価格の据え置きということについては妥当だろうと判断しております。異議ございません。よろしく願いいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

野間委員、申し上げます。

○野間委員 野間でございます。報告書を取りまとめいただきまして、小委員会の学識経験者の皆様に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

今回の改定内容は、昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、多くの都民が社会生活や家計に影響を受ける中で、例年にも増して慎重かつ長時間にわたり御検討いただいた結果でございまして、浴場の利用者、経営者の双方に配慮されるとともに、今後の社会状況も見据えた妥当なものだと受けとめてございます。

私ども東京都では昨年度までの3年間、公衆浴場の活性化と事業継続を目的に、公衆浴場活性化支援実証事業というものを実施いたしました。公衆浴場組合の皆様には参加浴場の選定をはじめ、実証事業を通じて得られた好事例ですとか、新たなノウハウについても会員の皆様に御周知いただくなど多大な御協力をいただいております。

また、先ほども生活安全課長から説明ありましたが、今、オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとしまして、「東京銭湯フェスティバル2020」を実施しております。このように、利用者拡大のための浴場組合の意欲的な取組が今後も着実に実施され、公衆浴場により多くの御利用者が訪れるよう、私ども東京都といたしましても、一層の連携・協力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

これまでの様々な御意見を踏まえまして、さらに御意見のある方は御発言をお願いしたいと思います。御発言の際は「挙手」のマークを押していただければと思います。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

中山委員から手が上がりましたので、お願いいたします。

○中山委員 私は銭湯の大きなお風呂で元気をもらっています。私はコロナの前からずっと銭湯に通っていて、この1年間はコロナ禍における銭湯の変化を見てきたのですけれども、昨年春頃は、コロナが何者か分からない状況の中で、みなさん疑心暗鬼の表情で入浴されていました。利用者も減っておりました。

ただ、今年になりますと、コロナ禍におけるマナーが社会全体に浸透してきた影響でしょうか、割とみなさん安心して静かにゆっくり入浴されるようになりました。また、スポーツジムが閉鎖して以来、インドアで運動していた人が外で運動するようになり、街中を走るランナーも増えました。それとほぼ同時に私の通う銭湯も若い人がちょっと増えてきました。ジムのお風呂に入らないせいか、テレワークなどで通勤時間の節約ができたせいか、若い人が友達と一緒に、カラオケや飲み会に行けなくなった代わりに風呂に来るといふ交流が増えたのかはわかりませんが、そうだといいなと思っております。

私のよく行く銭湯でも、日常の入浴として通う常連さんに加え、癒やしを求めて、あるいは旅行に行けないから温泉の代わりに行くという方が増えてまいりました。そういう方が、リピーターになってまた通ってくるという現象が私の周りでは見られています。

私はよく行く「ホーム銭湯」の他に、3軒ほど自転車で気軽に行ける銭湯が周りがあるので利用しているのですが、割とこまめにリニューアルをしたり、小ざれいに小さな改装を繰り返しているところが、特に新しい若いお客さんが増えているように思いました。

先ほど、浴場組合から利用者が減ってしまっという話がありましたが、私が利用しているところではそうでなかったもので、少し驚きました。やはりお客さんが来る、若い方が選んで来てくださるようなお手伝いをみんなですていければなと思いました。

「Tokyo Tokyo FESTIVAL」ですか、すてきなのれんがかかって、多くの方が注目して見ながら通っているように思います。また、外に浴場の中の様子が分かるような案内の写真を掲示する取組など、みんなが気にしていて、そして、そのうち訪れるという流れになっていますので、これからも私たちにすてきな癒やしの空間を提供し続けていただけてとても嬉しいです。頑張ってください。

○梅崎会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。ある方は「挙手」マークでお願いします。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 今、中山委員から応援の言葉をいただきましてありがとうございます。我々の業界も努力を常に重ね、お客さんにアピールしていきたいと思っております。コロナのおかげで家に籠もる方が多く、ストレスを感じている方が非常に多いです。そんなときに銭湯へ来ていただいてストレスを発散する、あるいは心の健康を保っていただくことが、これから我々にとって大事なことと思っております。いろいろな面で我々が地域のためにできることをどんどん探っていく。これがポストコロナに対して我々がやるべきことと思っておりますので付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

○梅崎会長 近藤委員、ありがとうございました。

近藤委員からもポストコロナという言葉が出てきました。将来のことは100%は分からないのですけれども、恐らくワクチン接種なりが進んだ後に、対面のよさというのが再評価されると思います。潜在的にみんなが対面の心地よさ求めているということがあって、銭湯にもう一度行きたいという気持ちが溢れてきたとき、それは一つのビジネスチャンスになるのではないかと思います。ありがとうございます。

それでは、御欠席の委員からの御意見について事務局から説明してください。

○野口課長 岸上委員は、先日開催の小委員会に委員として御出席いただきまして、統制額の検討並びに報告書案の取りまとめに直接御協力をいただいております。

また、押田委員からは、小委員会の検討結果及び報告書案につきまして御承諾の旨、御連絡をいただきました。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、令和3年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について、報告案どおりに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。値上げしないという意見もあったのですけれども、「10円」という額で小委員会から御報告していますので、この時点で全体として皆様から合意を取りたいと思います。いかがでしょうか。「挙手」マークを押していただければと思います。

会場にいるお二人もよろしいでしょうか。もし何か御意見があればお願いいたします。大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。それでは報告は「案」のとおりと決定いたしました。

これより東京都に対して報告書を提出いたします。

(梅崎会長より梶原副知事に報告書手交)

○梅崎会長 ここで梶原副知事より一言御挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

○梶原副知事 東京都副知事の梶原でございます。

ただいま、梅崎会長から令和3年公衆浴場入浴料金の統制額に関する協議会報告を知事

に代わりましてお受けいたしました。

公衆浴場の入浴料金は、浴場を利用する方、浴場を経営する方双方の生活に直接影響を与える重要事項でございます。委員の皆様方には、本年2月の協議会において検討をお願いして以来、大変精力的に御審議をいただきました。

さて、昨年来のコロナ禍は都民の生活を一変させ、浴場経営にも大きな影を落としました。本年の協議会では、こうした、かつて都民や公衆浴場が経験したことのない環境の変化を含めて、幅広い観点から御検討いただいたものと拝察し、改めて感謝を申し上げます。

都は本日の報告を踏まえ、今後必要な手続を進めてまいります。

さて、都内の公衆浴場は、昭和43年をピークに今なお減少傾向が続いております。そのため、都は昨年度まで3か年にわたり組合の御協力を得て、公衆浴場の利用者の増加や事業継続を目的とした実証事業を実施いたしました。今年度からはその成果を踏まえ、専門家による浴場の事業継続支援、後継者の発掘や教育訓練を行う担い手バンク支援を新たに補助事業のメニューに加えるなど、事業の拡充を図ったところでございます。今後、1軒でも多くの浴場にこうした新たな取組を実践していただけるよう、都としても引き続き支援してまいります。

結びになりますが、委員の皆様方には今後とも東京都の公衆浴場対策にお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○梅崎会長 梶原副知事、ありがとうございました。

なお、副知事はここで退席されます。

(梶原副知事、退席)

○梅崎会長 本日の協議会報告につきましては協議会終了後、都庁記者クラブに資料を配付することになっております。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○野口課長 本日、協議会報告を頂戴いたしました。統制額は本協議会の意見に基づいて知事が指定する仕組みとなっておりますことから、今後必要な手続を進めてまいります。

また、委員の皆様方には大変お忙しい中、報告書の取りまとめに御尽力をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○梅崎会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様、長時間にわたり会議の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

コロナ禍ということで運営等に難しいところがあり、銭湯は厳しい状況にあるかと思っておりますけれども、今後も私も一市民として銭湯に入ったり、応援したりしていければと思っております。

以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時8分閉会